



## 4月から、利用料が半額になりました！ はぐむファミリー家事育児サポート事業

「つわりが辛くて家事ができない」「家事をしている間、子どもを見てほしい」などの悩みはありませんか。家事育児サポートがご自宅に訪問し、家事や育児の支援を行います。



### 対象

- 富士市に住民登録があり、次の①～③のいずれかに該当する人
- 妊娠中の人（母子健康手帳交付後から）
- 2歳未満の乳児と同居している養育者
- 3歳未満の多胎児と同居している養育者

### 利用方法

- 市ウェブサイトで、利用者証の交付を電子申請
  - 利用者証が自宅に届き次第、直接、希望の事業所に予約
  - ※4月からの利用料の変更による利用者証の交換は不要です。
- ※水色の「無料チケット」の有効期限は、令和9年3月31日です。令和9年4月1日以降は使用できません。ご注意ください。

世帯区分	利用料金 (1時間)
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護世帯</li> <li>ひとり親の市民税非課税世帯</li> </ul>	0円
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯</li> <li>ひとり親の市民税課税世帯</li> <li>多胎世帯</li> </ul>	250円
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税課税世帯</li> </ul>	500円



▲無料チケット

### 問合せ

子ども家庭センター（子ども家庭課）  
☎0545(55)2896 FAX0545(51)0247  
E kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

お知らせ

募集

講座・イベント



## 皆さんのアイデアを市政に！ 市長への手紙(わたしの提言)

「市長への手紙」は、市民の皆さんが口頭から市政について考えていること、気づいたことなどをお寄せ頂き、いつでも市政に参加していたらいいと思います。「意見」「提言」をお寄せください。

### ●頂いた市長への手紙一例

#### 差出人

富士駅北口で進む再開発の進捗状況について、ウェブサイトや紙媒体で定期的に発信することはできませんか。

#### 市長

頂いた手紙から、正確な情報を広く、定期的に発信することの重要性を改めて認識しました。新たに「エキキタ通信(号外)」を作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、市内施設に配架し、市民の皆さんに最新の情報をお伝えします。



▲エキキタ通信

### ●ご意見・ご提言の提出方法

市ウェブサイトでの電子申請や専用はがき（市役所、各地区まちづくりセンターや図書館などで配布）にご意見を記入し、シテイプロモーション課へ※Eメール、FAX、通常のはがき・封書での郵送（〒417-8601 富士市役所「市長への手紙」宛）も受け付けます。

#### 【お願い】

- 個人的な誹謗中傷は、ご遠慮ください
- 「交差点に信号機を設置してほしい（警察署へ）」など、市の業務以外の内容は、原則、お答えできませんのでご了承ください

※個人情報、頂いたご意見とともに担当部署に伝えますが、連絡手段や統計処理以外には使用しません。また、外部に漏れることはありません。

簡単な疑問や質問は、おしえてコール(☎0545(53)1111)や、市ウェブサイトのお問い合わせ送信フォームをご利用いただくか、直接、担当部署へお問い合わせください。

### 問合せ

シテイプロモーション課（市役所8階）  
☎0545(55)2736 FAX0545(51)1456  
E kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら